

令和6年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	舞岡保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 石狩友愛福祉会
対象サービス	認可保育所
設立年月日	令和5年4月1日
定員（在園人数）	63名（58名）
事業所住所等	横浜市戸塚区舞岡町1956 / 電話番号 045-822-5855
職員数	常勤職員13名 ・ 非常勤職員14名
評価実施年月日	令和7年1月30日・31日
第三者評価受審回数	初回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間：令和6年11月1日～令和6年11月15日 （評価方法） 職員が評価表を用いて振り返りを実施し、職員の評価をもとに園長が園の評価として取りまとめた。
利用者調査	期間：令和6年11月18日～令和6年11月29日 利用者（保護者）アンケートを実施

<法人理念>

「感謝・謙虚・共感」の気持ちを常に忘れることなく、社会福祉事業を通し求められる社会的価値を地域社会に提供することを最大の理念としています。

<保育理念>

子ども一人ひとりの人格を尊重し、丁寧な保育を行う

<基本方針>

1. 人権に配慮し、一人一人の人格を尊重した保育を行う。
2. 子どもの発達に応じた人・物・場等の環境を構成し、工夫して保育を行う。
3. 専門性や保育園の特性を生かし、保護者・地域への子育て支援を行う。

<保育目標>

「自然と一緒に大きくなろう」

1. よく遊び、夢に向かって生きるこども
2. 豊かな感性を持ち、人や自然、物を大切にすることも
3. 自分で考え行動できるこども

<舞岡保育園の特徴的な取組>

1. 豊かな自然に恵まれた保育園です。
「自然と一緒に大きくなろう」をキャッチフレーズとして、様々な活動に取り組んでいます。
2. 大きな畑があり、自分たちで育てた野菜でクッキングも年間を通して楽しんでいます。
3. 広い園庭で、ダイナミックな泥んこ遊びも楽しんでいます。
4. 遊びを通して育つことを大事にしています。
5. 安心して過ごせる第2の家庭を目指しています。

《総合評価》

【舞岡保育園の概要】

●舞岡保育園（以下「当園」という。）は、JR戸塚駅の東南方約3km、駅の東口から江ノ電バス「坂下台」行き約15分、バス停「公園前」下車徒歩1分程度の住宅地の中にあります。バス道路の沿線は住宅が建ち並んでいますが、当園は、谷戸の地形を活かした約2.85haの横浜市の広域公園「舞岡公園」に隣接すると共に、近隣は農地が点在する「舞岡ふるさと村」で、都市部にあって貴重な自然に囲まれた環境を有しています。

●園の経営主体は、社会福祉法人 石狩友愛福祉会（以下「法人」という。）です。法人本部の所在地は、北海道石狩市で、法人は昭和59年1月に設立され、同年4月に保育事業を、平成元年に老人福祉事業を、それぞれ北海道で開始しています。横浜での保育園の運営については、横浜市の保育園の民営化募集に応募する形で開設しました。現在は、石狩市をはじめ、札幌市、横浜市に展開し、老人福祉施設、認定こども園、保育所等、合計14施設を運営しています。その内、横浜市内では、当園を含めて3か所の保育所を運営しています。

●当園の定員は、1歳児5名、2歳児10名、3歳児15名、4歳児16名、5歳児17名の合計63名です。保育時間は、月曜日から金曜日は、午前7時から午後8時まで、土曜日は午前7時から午後6時30分です。その内、標準保育時間を、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分としています。事業として延長保育、障害児保育を実施しています。

●当園では、広い土の園庭と菜園や、舞岡公園をはじめ緑地や畑等豊かな自然に囲まれ四季折々の感動体験ができる、ゆったりとした生活の中で、「第2の家庭を目指して」をテーマに、しっかり食べ、楽しく遊び、ぐっすり眠ることを通した基本的な習慣が身に付く保育が行われています。また、保護者懇談会時には子どもたちの発表会を行う等、子どもの成長を共に喜び合える保護者との関係作りを大切にしています。また、地域の子育て家庭の支援に向けて様々な取組を行い、地域との絆作りに力を入れています。

《特長や今後期待される点》

《特長や評価できる点》

1. 【恵まれた自然環境を生かし主体性・自己肯定感を育む保育】

当園では、保育目標に「自然と一緒に大きくなろう」を掲げ、「よく遊び、夢に向かって生きること」「豊かな感性を持ち、人や自然、物を大切にすることも」、「自分で考え行動できるこども」の育成を目指し、子どもたちの主体性を大切に、自己肯定感を育む保育に取り組んでいます。園は、都市部にありながら、舞岡公園をはじめ、舞岡ふるさと村等、谷戸や日本の原風景が隣にある、恵まれた自然環境の中に存在しています。また、広い土の園庭を有し、園庭の横には菜園を持っており、「自然と触れ合う保育」を特徴として、日々の保育に取り組んでいます。また、菜園を活用した「食育」や、絵本の力を認識した「絵本による保育」にも同様に力を入れて取り組んでいます。ゆったりとした豊かな環境の中で、子どもたちは、主体性や自己肯定感を育んでいます。さらに、こうした環境や自然の中で精一杯体を動かすことにより、生活習慣も自ずと育っています。子どもの生活と遊びを豊かにする環境の恩恵を保育者、保護者が実感しています。今回の利用者（保護者）アンケートでは「自分たちで遊びを考え遊んでいる点、自然の中で色々な発見を遊びにしている点」、「五感を使って体験することは子どもの発達段階において大切」、「のびのびと過ごせる環境と指導が有難い」等、子どもの主体性を育む保育や、恵まれた保育環境を評価する意見が多数寄せられていました。ちなみに、「季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられるか」、「健康作りの取組」、「基本的生活習慣の取組」についての利用者（保護者）アンケート結果は、概ね十分・概ね満足を含めて、100%の満足度が示されています。

2. 【「第2の家庭を目指して」保護者を大切にしたい取組】

当園では、「第二の家庭」と位置付けて、特に、保護者と連携した協働保育を重視しています。全体的な計画に「保護者に対する子育て支援」を位置付けると共に、重要事項説明書に「保護者との連携」を項目に挙げています。全体的な計画では、「一人一人の家庭の状況を踏まえ、信頼関係を築き子どもにとって最善とは何かを共に考えていく。日常の様々な機会を活用し、子どもの様子を伝え合い、保育の意図を説明して相互理解を図る」と、保護者との協働姿勢を大切にしています。また、定期的に園独自に「満足度調査（保護者アンケート）」を実施し、職員会議で共有・分析を行い、結果を園内に掲出しています。アンケート結果を通じて、保育ニーズを把握し、保育サービスの充実・向上に生かしています。送迎時での保護者との情報交換の内容は、伝達簿等を利用して、職員間で共有し、どの職員も同じ保護者対応を行うよう努めています。保育参加や保育参観の機会を設け、保育の実践内容を知ってもらおうと共に、保護者懇談会後には、子どもたちの発表会を設定して子どもの成長の様子を伝え、保護者と喜びを分かち合っています。

3. 【多様な地域貢献活動が展開】

当園では、重要事項説明書や、園のしおりに「地域育児支援事業」を位置付け、通常の保育に支障のない範囲で、次のような種々の事業に取り組んでいます。園庭開放を月曜日から金曜日までの午前中に行うと共に、絵本の貸し出しを在園児のみならず園庭開放時の利用者にも提供しています。地域の子育て家庭を対象とした、月1回のランチ交流（6月～12月）、育児相談、交流保育、プール開放（7.8月）、地域ケアプラザと連携した育児講座、さらには、育児サークル訪問等、多様な取組を積極的に進めています。また、横浜市や戸塚区が行う「保育資源ネットワーク構築事業」に基づく、「公園遊び」等の子育て支援に関するイベントにも参加や協力を行う等、地域に対する存在意義や役割を明確にしています。法人移管後2年目の園ですが、地域の子育て支援に対する姿勢や、多彩な取組は評価に値します。

4. 【組織全体での働きやすい職場作り】

働きやすい職場作りについては、法人は職員の確保・定着に向けて、令和2年度から令和6年度までの「行動計画」を策定し、有給休暇取得率のアップや、管理職・リーダー職の有給休暇の率先取得等、雇用環境の整備に取り組んでいます。当園では、保育の質の向上に向けた課題（①保育の共有・共通理解、②ICT化の推進③働きやすい職場作り）の1つに位置付け、令和5年の開園以来、精力的に取り組んできました。園開設に当たっては、横浜市の運営時からの職員、法人系列園からの異動職員が混在する体制で運営が進み、いずれもベテラン職員であると共に、保育経験・環境等での差異に関しては、園長が保育の共有・共通理解に向けて2年間取り組んできました。園長が現場に入る、職員との意見交換に努める、職員全員で情報共有を図る等の取組により、職員相互に自由に話し合える雰囲気が醸成されています。第三者評価の調査時に、昼ミーティングを見学する機会を得ましたが、主任を中心（園長同席）に職員相互に忌憚のない発言や情報交換がなされ、チームワークが形成されていることが窺われました。また、職員配置は、各クラス必置職員数を確保した上で、ベテランのフリー職員を多数配置して、休みや研修等での応急対応が図られる体制作りが成されています。職員個々の悩み相談は、【15】のチェックリストの取組や、法人の相談担当の設置等の仕組みが用意されています。

《今後期待される点》

1. 【施設整備に向けた計画的な取組について】

園舎については、令和5年に横浜市より移管した園舎で、昭和44年の設立で、昭和63年に改築が行われています。建築後37年が経過しています。建物は老朽化が進んでいますが、危険な箇所はその都度修理する等して安全な環境を調えています。保育室の広さは大きくありませんが、室内の家具の配置を変える等により、子どもが遊びをゆっくり楽しめるよう工夫をしています。1歳児から5歳児までの受入れを行っていますが保育室は3室です。また、肢体不自由な子どもを受け入れるユニバーサルトイレや、面接室や医務室等の機能の拡充も求められます。園では、園舎の建て替え時には、保育室や面談室等、ゆとりの空間を確保したいと考えています。法人との協議の上、建て替えに向けた計画的な取組が望まれます。

令和 6 年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設 社会福祉法人 石狩友愛福祉会 舞岡保育園	
評価年度	令和 6 年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45 項目）>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」 「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」 「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目（20 項目）>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

共通評価 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1- (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A	

評価の理由

法人・園の理念の「感謝・謙虚・共感」は、福祉事業者、保育者の心得や姿勢が端的に表わされた分かりやすいキーワードです。基本方針も、人格を尊重した保育、発達に応じた保育環境構成、保護者・地域への子育て支援と、保育の方向性が平易な文章で明示されています。理念・基本方針は、法人のホームページ、園の重要事項説明書に明記されています。職員には入職時の職員説明会で理念・基本方針等を説明すると

共に、毎月の職員会議で読み合わせを行っており、職員は、日常の保育の中で常に理念、基本方針を意識して取組んでいます。保護者には、入園説明会で、重要事項説明書により説明しています。また、理念・基本方針・保育目標を園内に掲示し、玄関に重要事項説明書等の入ったファイルを用意して、保護者や来園者への理解を促しています。回収率7割を超える利用者（保護者）アンケートでの「基本方針・保育目標」を「知っている」の割合は、「まあ知っている」を含めると100%と、浸透していることが窺われました。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している

【2】	I-2- (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、戸塚区の公私合同園長会や、同区の子育て支援会議等に参加することにより、保育を取り巻く社会福祉行政の動向や、地域の福祉計画、保育情報を入手しています。法人の方針や運営状況は、法人本部（理事長・本部長）と、北海道の10園（認定こども園・保育園）、横浜市の3園の園長が、毎月、Zoomで行う本部会議や、毎年12月に法人本部で開催される方針説明の会議で把握しています。さらに、横浜市のホームページや市の研修等からも情報を入手及び分析する等、地域の保育動向や利用者ニーズの把握に努めています。また、保育のコストや利用者の推移等は、前年同月と比較して分析し、変動理由等のコメントを付して、毎月法人本部に報告しています。これらの保育環境や経営状況に関わる情報は、園長・主任で共有されると共に、整理して職員会議等で周知が図られています。

【3】	I-2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 B	

評価の理由

経営課題は、毎月Zoomで行われる本部会議や、法人本部と園長との交流の機会等を通じて、情報共有、課題解決に向けた取組が図られています。経営状況や、改善すべき課題については、必要な事項を整理して、職員会議等で園長から職員に周知されています。法人・園の主要課題の1つに人材の育成・定着があります。園では、法人運営となってまだ2年弱ですが、園長が中心となって、法人移管前からの職員、新規採用職員、法人系列園からの異動職員の融和を図ることによる、風通しの良い・働きやすい職場作りに意欲的に取組んでいます。なお、園舎については、昭和44年の設立で、昭和63年に改築が行われていますが、建築後37年が経過しています。面接室や医務室、ユニバーサルトイレ等の機能の拡充も求められますので、法人との協議の上、建て替えに向けた計画的な取組が望まれます。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

園の中・長期計画は、令和5年度から10年度までの5か年計画として、令和5年度に策定されています。園長と主任が協議して案を作った後に、年度当初の職員会議で周知され成案となっています。中・長期計画には、保育理念と並んで5か年の目標が記載されています。目標は、①専門性を持った職員の人材育成、②保育の質の向上、③組織的で円滑な運営、④地域に開かれた保育園、の4本の主要課題が掲げられています。また、4つの課題ごとに、「目標達成に向けた取組」と「実践項目」が位置付けられ、取組の実施状況が把握できるものとなっています。中・長期計画を推進するため、園では、地域子育て支援事業等の実施事業の担当を決めて事業に取組むと共に、人材育成については、目標共有シートを用いた職員面接を行うことにより、達成状況を把握しています。また、中・長期計画は年度末に職員参加で振り返りを行い、見直す機会を設けています。

【5】	I-3- (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

園では、中・長期計画を踏まえて、園の事業計画を定めています。令和6年度の事業計画には、入所見込み等の運営状況をはじめ、保育の内容と形態、園の特徴、食育、避難・消火訓練、職員研修等の事業計画と年間の行事予定が記載された実務レベルの計画となっています。従って、年間事業計画を立てる際には、育児講座や交流保育等の回数や担当を決め、担当者が中心となって、事業内容や時間配分等の具体的な計画を定めています。また、法人の理念や園の保育方針、保育所保育指針に基づく、保育の全体的な計画を併せて策定しています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I -3- (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
評価結果 A	

評価の理由

運営に関する事業計画は、2月・3月の実施状況を踏まえた振り返りを通じて、毎年度事業報告がまとめられ、次年度の事業計画に反映されています。事業計画は基本的なベースができており、見直し内容や新規事業は年度末の職員会議で検討が成されて、新たな事業計画に盛り込まれています。職員会議で合意された事業計画や事業報告は、園長と法人本部との間で協議・確認が行われた後、成案となります。また、保育に関する全体的な計画には、保育理念、保育方針、保育目標を始め、1歳児から5歳児までの子どもそれぞれの保育目標、保育のねらい、食育、地域の子育て支援等、保育所保育指針が求める内容が、適切に策定されています。全体的な計画の下、クラスごとの年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画や、行事計画が策定されています。全体的な計画はクラスリーダーが中心となって見直し、職員会議に回った後に策定されています。他の保育に係わる各計画は実施後に関係職員により反省・評価が行われ、主任のアドバイスや園長の承認を得て、次の計画の改善につながられています。各計画はパソコンのシステムに掲載されることにより、全職員が共有できるようになっています。

【7】	I -3- (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
評価結果 A	

評価の理由

保育に関する事業計画は、園のホームページに掲載すると共に、年度末の保護者懇談会で事業計画の変更点や、年間行事予定を説明しています。重要事項説明書は毎年見直しを行い、事業計画等の変更内容の反映を図っています。また、保護者懇談会や保育説明会、行事等の機会を捉えて、事業計画の内容を組み込んだ説明をしています。また、玄関にファイルを設置して事業計画を自由に閲覧できるようにしています。利用者（保護者）アンケートでの「保育の内容」、「年間指導計画・事業計画」の認知度は、「まあ知っている」を含めて、それぞれ94%、86%と浸透していることが覗われました。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I-4- (1) -① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

評価の理由

年間指導計画や、月間・週間指導計画、行事等の実施後の反省・評価を、クラスごとに確認・協議し、振り返りを行うことにより、内容の改善を図っています。また、毎年、保育所の自己評価を行っています。「令和5年度保育所の自己評価結果」では、1.保育指針と園目標、2.今年度課題、3.今年度課題の取組、4.保護者アンケート集計結果（設問14本、回答率、4段階の総合満足度、意見・課題）、5.次年度の課題・改善点を職員参加で評価し、表にまとめて園内に掲出しています。また、「目標共有シート」を活用した職員の自己研鑽、振り返りを継続的にを行っています。なお、職員の自己評価結果での意見や提案は、事業計画や、研修計画に反映されています。

【9】	I-4- (1) -② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 A	

評価の理由

全体的な計画を始め、保育に関する年間・月間・週間指導計画については、各計画の実施後に反省・振り返りを行い、課題を箇条書きで示し、職員会議で共有・評価し、評価結果に基づいて次期の計画を改善するPDCAサイクルの仕組みがあります。園長との面接を通じて保育のレベルアップを図る仕組み、行事ごとの改善策の検討、保育で職員が気付いたエピソード記録の共有等を通じた改善策の実施等、職員が保育の実践課題を意識し、改善に取組む風土作りが園長のリーダーシップの下、意識的に行われています。また、保護者に向けて、年1回「満足度調査（保護者アンケート）」を実施し、その結果や改善策を園内に掲示すると共に、職員に周知・共有することにより、日常の保育の実践内容の改善に活用されています。

共通評価Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	Ⅱ-1- (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、事務分担表の中に、園全体の運営管理・職員の管理指導を位置付け、自らの内部管理の責任を明確化しています。行政、関係機関・団体、保護者、業者との交渉・連絡・調整等の対外的な責任を表明し担っています。さらに、職員会議やリーダー会議等で方針を伝え、職員との共有を図ると共に、保育会議等の園内会議に積極的に参加し、現状の把握に努めると共に、指示やアドバイスをを行っています。園長不在時には、事務分担表で主任に権限を委任すると共に、災害や事故等における園長の役割と責任については、消防・防災計画や、災害対策マニュアル、感染症マニュアル等に明記されています。

【11】	Ⅱ-1-（１）-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
評価結果 B		

評価の理由

園長は、横浜市や戸塚区の園長会議や研修、また、法人からの情報提供を通じて、社会福祉法や福祉制度の変更、働き方改革、福祉従事職員の処遇改善等の情報を収集し、働きやすい職場作りや関係マニュアルの見直しに反映させています。入手した法令等の情報は、職員会議や昼のミーティングを活用して、職員に伝えています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	Ⅱ-1-（２）-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
評価結果 A		

評価の理由

園長は、就任当初の令和５年度に中・長期計画を策定し、保育の質の向上や組織的で円滑な運営を重点的な課題に置き、職員の保育意識や保育方法の融和に取り組んできました。園長自ら職員の中に入り一緒に保育をしながら具体的な行動を示すことや、自らの意識改革を図ることにも努め、保育に関することは何でも職員が共有する姿勢で、風通しの良い職場作りに取り組んできました。その結果、現在では、職員間のコミュニケーションやチームワークが円滑に図れるようになり、保育の方法や改善策を職員相互に自由に意見交換ができる環境が作り上げられています。

【13】	Ⅱ-1-（２）-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
評価結果 A		

評価の理由

経営については、本部会議や、法人本部と園長間で連携し、財務状況の分析等を通じて、適切な園運営や業務改善を図っています。また、毎年の職員面接の際に、「目標共有シート」を用いて、保育の振り返りと、「子どもの最善の利益を考えた保育をしていくための工夫」を、職員と園長で話し合う機会を設けて、保育に関する職員の意識を醸成するとともに、意見・アイデアの活用を図っています。今回の第三者評価の自己評価結果では、共通評価基準項目の空欄が少なく、判断した理由・特記事項も適切かつ詳細に記載されていました。職員ヒアリングで職員が悩みながらも学習して評価項目や判断理由を記載したことが分かり、園を良くしていこうとする運営に関する職員の意識化が図られていると認められました。また園長は、経営改善や業務の実効性を高めるため、保育者の心身の安定が子どもにとって質の高い保育につながるの考え方で、職員配置を手厚くすると共に残業の削減を図っており、こうした取組が、働きやすい職場作りに効果をあげています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	Ⅱ-2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

法人では、職員の確保・定着を重点課題に掲げています。法人のホームページには、「採用」のサイトが設けられ、高い有給休暇取得率、選べる勤務地等8項目の法人の魅力を掲載しています。また、札幌と横浜に職員採用部会を設置して、採用活動に取り組んでいます。横浜の職員採用部会は、横浜市内の3園の各園長で構成され、実習生育成校巡り等人材の確保に努めています。就職希望者の面接には3園の園長が当たり、採用予定者の内申を法人本部に行う等の採用権限を有しています。職員の育成は、法人の中・長期課題の4つの柱の1つに位置付けられ、法人・園で連携して取り組んでいます。園では、「目標共有シート」を用いた職員面接を6月と9月、2月に行い、保育の振り返りを行うことによる、保育の質の向上を図っています。職員の定着については、職員のコミュニケーションの円滑化や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境作りに努めています。

【15】	Ⅱ-2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている
評価結果 B	

評価の理由

期待する職員像については、保育マニュアルの「保育士としての仕事の基本」に明示されています。また、「目標共有シート」を用いた園長と職員との面接による、保育の質の向上に向けた仕組みがあります。「目標共有シート」には、「具体的目標（達成時期）」を職員が記載し、園長との面接が、6月（目標設定時期）、9月（前期振り返り・次年度意向把握）、2月（後期振り返り・次年度の抱負）に行われます。また、「目標共有シート」には、年2回実施される「子どもの幸せのためのチェックリスト」が添付され職員が取組を○×△で自己評価すると共に、「チェックした後の感想」、「子どもの最善の利益を考えていくための工夫」、「子どもの対応で悩んでいること、アドバイスを受けたこと」を記述式で設問し、職員の気付きや振り返りを促しています。なお、人事考課については、職員の保有能力・経験年数等を考慮し、平等に評価する仕組みがあるとのことでしたが、公表はされていません。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

働きやすい職場作りについては、法人は、職員の確保・定着に向けて、令和2年度から令和6年度までの「行動計画」を策定して、有給休暇取得率のアップや、管理職・リーダー職の有給休暇の率先取得等の働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいます。園では、保育の質の向上に向けた課題（①保育の共有・共通理解、②ICT化の推進③働きやすい職場づくり）の1つに位置付けて、令和5年の開園以来、精力的に取り組む、また、職員の保育の共有・共通理解に向けた取組、職員間で自由に話し合える雰囲気が醸成されています。第三者評価の調査時での昼ミーティングでも、職員相互に忌憚のない発言や情報交換が成され、チームワークが形成されていることが視われました。また、職員配置は、各クラス必置職員数を確保した上で、ベテランのフリー職員を多数配置し応急対応の体制作りが成されています。悩みの相談は、チェックリストでの取組や、法人の相談担当の設置等の仕組みが用意されています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

「目標共有シート」を活用した職員面談により、保育の振り返りと、ステップアップを目指す、職員一人ひとりの育成が図られています。法人では、新採用職員に対して、法人理念や法人の取組、法人系列園の概要等の他、「自然と触れ合う保育・食育」、「異年齢保育」、「体育指導のある保育」、「地域支援、療育支援」等の法人の保育の特徴や、法人理念を掲載した「初任者資料」を用いて新人教育を行っています。さらに、横浜の3園で「よこはま☆保育・教育宣言」を共有しています。3園共働で行っている新人職員研修の内容は、①社会人としての基本、②保護者対応、③来客対応、④電話対応、⑤様々な保育に関する制度等、望ましい保育者としての資質や態度を育成するものです。また、職員の日々の保育の中で、クラスリーダーや、フリーのベテラン職員によるOJTやアドバイスが行われると共に、保育業務全般を想定した多岐に亘るマニュアルが整備され業務のバックアップが図られています。

【18】	Ⅱ-2- (3) -②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A		

評価の理由

園の中・長期計画の4つの目標の第一に「専門性を持った職員の人材育成」を掲げて、職員の教育・研修に積極的に取り組んでいます。園内研修では、毎年職員に課題を提示し、1年をかけて職員が協働で取り組んでいます。今年度は、子どもたちが利用する隣接の「舞岡公園のマップづくり」を課題に取り上げています。これは、公園の新たな活用方法やリスクの発見、パワーポイント等の表現技法の習得等の効果が図られると共に、開設して間もない園での職員のコミュニケーションや、チームワークの醸成を目的とした研修として行われているものです。また、新採用保育士研修や、栄養士研修、園長研修、法人研修等、法人本部（石狩市・札幌市）で行われる研修の受講機会が設けられています。さらに、戸塚区、横浜市、神奈川県が行う外部研修については、キャリアアップ研修をはじめ、発達障害児等のインクルージョン研修や、指導要録等の作成のポイントと記録の取り方、絵本研修、町を知ると防災力が高まる等、園の課題や問題意識を踏まえて、内容を厳選して戦略的に職員を参加させています。

【19】	Ⅱ-2- (3) -③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A		

評価の理由

職員の毎年の研修の受講状況が管理されると共に、職場内で研修に参加できる体制を作ることにより、キャリアアップ研修をはじめ、各種課題研修、職種別研修の機会が確保されています。当園はベテランの非常勤職員も多く、貴重な戦力となっているため、特に、オンライン研修や動画研修の活用を積極的に図り、常勤職員のみならず非常勤職員の研修受講の利便性を高め、受講促進が図られています。また、新採用職員には、ベテラン職員とシフトを組むことによるOJTや、業務の全般に関わる多岐に亘る充実した業務マニュアル等の活用等により保育の質の確保・向上に努めています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	Ⅱ-2- (4) -①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 A		

評価の理由

実習生の受入れについては、福祉人材の育成と共に、新採用職員の確保につながる機会として捉え、重要事項説明書の地域活動事業等に位置付けて積極的に受入れることとしています。実習生の受入れに当たっては、「実習生・職業体験・ボランティア受入マニュアル」を整備し、園長と主任を受入れ担当としています。さらに、横浜市の3園で協働して、保育士養成校との懇談会等に積極的に参加して意見交換を図りながら、学校の意向や学生のニーズを把握する等、実習生の募集に努めています。実習カリキュラムは、実習依頼校と協議して策定しています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	Ⅱ-3- (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A	

評価の理由

法人のホームページに、法人の概要等を掲載すると共に、横浜版のサイトを設置し、横浜市内の3保育園の情報を掲載しています。横浜版には、「保育施設一覧」をはじめ、「入園案内」、「保育の特色」、「保育の方針」、「情報公開」等のサイトが設けられています。「情報公開」では、各園の直近の事業報告・事業計画と第三者評価結果が掲載されています。「保育施設一覧」からは各園のホームページに移ることができます。当園のホームページには、園の概要や園での生活に加えて、「入園案内」、「採用」、「よくある質問」「ブログ」、「プライバシーポリシー」等が、分かりやすくビジュアルに掲載されています。また、全国社会福祉協議会のWAMNET（福祉・保健・医療情報サイト）には、法人の現況報告書や事業活動計算書等の各種計算書類が掲載されています。また、苦情・相談体制については、重要事項説明書に掲載すると共に園内掲示を行っています。保育所の自己評価結果も園内に掲示しています。見学者等地域対応としては、パンフレットや園のしおり等を用いて随時丁寧に対応しています。地域の子育て支援に関する情報は、園の掲示板に掲載すると共に、園のイベント等の情報を地域ケアプラザを通じてお知らせする等し、地域に対する存在意義や役割を明確にしています。

【22】	Ⅱ-3- (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 B	

評価の理由

園の運営規程で、職員の権限や責任が明記され、職員への周知が図られています。また、経理規定や、事務管理規程により経理・事務処理のルールが明確にされており、入札や契約等の執行が適正に行われています。予算執行は、園長に委任されており、横浜地区共通の事務担当が法人本部や会計士と連携して毎月の会計処理を行っています。また、労務や財務等に関しては、法人本部が委嘱する会計士や、社会保険労務士、弁護士等のアドバイスを受けることができます。直近の横浜市の指導監査では、財務等の指摘事項はありませんでした。なお、監査結果は、法人本部に報告し、内容によっては、法人本部の指示を仰ぎながら改善に努めています。法人の経営状況は各園の状況も含めて、WAMNET に現況報告書及び各種計算書類が公開されています。なお、内部監査の仕組みがありませんので、横浜地区の3園が相互に他園の業務・保育の評価・提案を行う等、質の向上に園外からの視点を活用する仕組みを法人内で構築すると尚良いでしょう。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	Ⅱ-4- (1) -① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもたちと地域との交流については、事業計画や重要事項説明書、園のしおりに位置付けられ取組が行われています。月曜日から金曜日までの午前中に園庭開放が行われ、鉄筋コンクリート造の本格的なプールの夏季の開放等、地域の親子と園児との交流が図られています。また、近隣の保育園や、横浜市内の系列園との交流保育が行われています。さらに、近隣の老人施設との交流や自治会の行事参加、近隣スーパーへの食材の買い出し等、園児と地域の関わりを深めるための取組を行っています。中学校や高校のボランティアの受入れや、年長児の小学校との交流の機会も設けられています。園児たちは舞岡公園等に散歩や遊びに出かける中で、地域の住民との挨拶や公園で他の子どもたちとの触れ合いを楽しんでいます。子育てに関する園のイベントや地域の情報を、園内・外の掲示板に掲示して保護者や園庭開放に訪れる親子に提供し、地域とのネットワーク作りに意欲的に取り組んでいます。

【24】	Ⅱ-4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 B	

評価の理由

ボランティアの受入れについては、重要事項説明書の地域活動事業に位置付け、「実習生・職業体験・ボランティア受入マニュアル」を整備して、職業体験やインターンシップ等を積極的に受入れています。園では、一度に5名を上限に中学校の職業体験を2校から受入れています。高校の吹奏楽部の訪問や、小学生の訪問も得ています。見学、ボランティア等の受入れは随時行っています。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	Ⅱ-4- (2) -① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 B	

評価の理由

子どもの支援や保護者の状況に対応できる保健所、地域療育センター、児童相談所、医療機関を始め、戸塚区や横浜市の担当課や、区内の子どもの支援機関・施設等のリストを整備し事務所に配備することにより、職員に周知されています。また、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所や戸塚区、児童家庭センター、学校等関係機関と協働して、配慮が必要な家庭に対する支援や見守り（子育て相談・子ども見守り110番協力等）ができる関係機関との連携体制を構築しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	Ⅱ-4- (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

地域の福祉ニーズを把握するためのツールとしては、園が実施する園庭開放や、地域ケアプラザでの育児講座、子育てサロン訪問等、各種の地域の育児支援活動や、戸塚区の園長会議や子育て連絡会等、子育て支援ニーズ等の情報を入手するための多様な経路を有しています。また、区役所と民生児童委員が舞岡公園で毎年開催する「公園あそび」に園児と共に参加し、民生児童委員や地域の子育て家庭と交流する機会があります。特に、園内及び園外の掲示板を活用して、地域の子育てに関する園の取組や、地域の講座・イベント等の情報を積極的に地域に発信し、地域の子育て活動の活性化を図ることにより、こうしたイベント等での地域ニーズの掘り起こしに取組んでいることは評価できます。

【27】	Ⅱ-4- (3) -② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 A	

評価の理由

園では、重要事項説明書や、園のしおりに「地域育児支援事業」を位置付けて、通常の保育に支障のない範囲で、次のような種々の事業に取組んでいます。園庭開放を月曜日から金曜日までの午前中に行うと共に、絵本の貸し出しを在園児のみならず園庭開放の利用者にも行っています。地域の子育て家庭を対象とした育児相談、交流保育、プール開放、地域ケアプラザと連携した育児講座、さらには、育児サークル訪問等の多様な取組を積極的に進めています。また、横浜市や戸塚区が行う「保育資源ネットワーク構築事業」に基づく、「公園遊び」等の子育て支援に関するイベントにも参加や協力を行っています。法人移管後2年目の園ですが、地域の子育て支援に対する姿勢や、多彩な取組は評価に値します。なお、自然災害については、ハザードマップ上は危険な地域指定はありません。

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ-1- (1) -① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子ども一人ひとりの人格や人権を尊重した保育を行うことを保育理念・保育方針として、重要事項説明書及び保育の全体的な計画に明記すると共に、倫理綱領を掲示して、子どもの人権・人格を尊重した保育意識の職員への浸透が図られています。また、人権擁護や虐待の防止に係わる園内研修や、戸塚区の研修に継続的に職員を参加させています。全国保育士会作成の保育の振り返りチェックリストや、法人独自の「目標共有シート」の子どもの幸せのためのチェックリストを用いて、職員が毎年自己評価を行い、課題や改善点を保育の実践に生かしています。さらに子どもたちの理解を深めるために、多様な個性の尊重等、子どもたちに人権の話を保育の中で分かりやすく説明すると共に子どもたちとの話し合いの場を設けています。性差に関しては日常の保育では男女同一に行っていますが、プールの着替え等ではプライバシーに配慮して区別しています。人種や多文化については、該当児の保護者と密な連絡を図ることにより、他児と違和感なく過ごしています。

【29】	Ⅲ-1- (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
評価結果 B	

評価の理由

個人情報保護に関しては、就業規則や「個人情報保護規程」に位置付けられると共に、重要事項説明書に個人情報の取り扱いが掲載されています。職員の入職時や子どもの入園時に個人情報の取り扱いについて職員・保護者に説明を行い、職員から誓約書、保護者から個人情報保護に関する承諾書や個人情報使用同意書を徴取しています。また、おむつ替えや着替え、身体測定等の際にはロールカーテンやパーテーションを活用し、子どもの羞恥心、自尊心に十分配慮する等適切な保育が行われています。動画やブログ使用時は顔・名前が特定できないよう配慮すると共に、保護者には行事等での写真・動画の適切な取り扱いについて、重要事項説明書やその都度のお願いにより周知しています。子どもの生活スペースは間仕切り等で簡単に区分できるようにされており、子どもが一人になりたい時に、ゆっくりと一人で過ごすことができるように配慮されています。日常の保育の中で、子どものプライバシーの配慮は成されていますが、プライバシーに関する業務のマニュアルを整備されると尚良いでしょう。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	Ⅲ-1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A	

評価の理由

法人・園のホームページは充実しています。法人のホームページに、法人の概要等を掲載すると共に、横浜版のサイトを設置し、横浜市内の3保育園の情報を掲載しています。横浜版には、「保育施設一覧」をはじめ、「入園案内」、「保育の特色」、「保育の方針」、「情報公開」等のサイトが設けられています。「保育施設一覧」からは各園のホームページに移ることができます。当園のホームページには、園の概要や園での生活に加えて、「入園案内」、「よくある質問」「ブログ」、「プライバシーポリシー」等が、分かりやすくビジュアルに掲載されています。園見学者対応としては、パンフレットや園のしおり等を用いて随時丁寧に対応しています。また、戸塚区の保育園紹介イベントに参加して地域や就職希望者に園の取組を紹介しています。さらに、園のイベントや地域の子育て支援に関する情報は、園の掲示板に掲載すると共に、地域ケアプラザを通じてお知らせする等、地域や利用希望者に積極的に発信しています。

【31】	Ⅲ-1- (2) -② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A	

評価の理由

保育の開始に当たっては、入園説明会を開催して、園のしおりやパンフレット、写真・ビデオ等を用いて、保育理念、保育内容等を分かりやすく説明し、質問にも丁寧に答えた上で重要事項説明書により同意を得て、書面に残しています。また、クラスごとの説明会も行い、各クラスの保育内容やお知らせ等の保育情報の提供と共に意見交換を行っています。進級時等、保育内容に変更が生じる場合は、懇談会で説明すると共に、園だよりや専用サイト配信、あるいはお知らせ文書等多様なツールを利用して、保護者に伝えています。また、土曜保育・延長保育の開始・変更等の重要な変更事項は、申請書や承諾書を徴しています。なお、外国籍等説明に配慮が必要な保護者から入園希望がある際は、必要に応じて通訳や説明書の翻訳等、ボランティア団体を活用して対応することも考えています。

【32】	Ⅲ-1- (2) -③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 B	

評価の理由

保育所の変更にあたっては、これまで引継ぎを必要とする案件がありませんでした。今後そうした案件が生じた際は、保護者と相談しながら対応することとしています。保育所の利用が終了した後の相談窓口の設置や相談方法についての文書の手交まではしていませんが、相談があった場合は、園長・主任・担当が連携して対応することとしています。なお、卒園して小学校に進学する際は、保育所児童保育要録を提出すると共に、小学校との適切な連携を図っています。

(3) 利用者満足の向上に努めている

【33】	Ⅲ-1- (3) -① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

日々の保育の中で、子どもを受容し、「どうしたい?」、「どう思う?」と子どもに問いかけることを大事にして、主体的な行動を促すと共に、応答的な対応を心がけています。また、保護者については、定期的に「保護者アンケート（満足度調査）」を実施して、職員会議で共有・分析を行い、結果を園内に掲出しています。アンケート集計結果を通じて、保育ニーズを把握することにより、保育サービスの充実・向上に生かしています。また、保護者会は現在ありませんが、クラス懇談会、保育参観・参加、各種行事等の機会を捉えて保護者のニーズ把握に努めています。利用者（保護者）アンケートの「園の総合評価」項目では、概ね満足を含めて、満足が98%と高い評価を得ています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	Ⅲ-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 A	

評価の理由

重要事項説明書や園内掲示で、施設内の苦情受付担当者（主任保育士等）、同責任者（園長）を始め、第三者委員を明示しています。また苦情対応マニュアルを整備し、苦情があった場合は苦情記録簿に記録すると共に、第三者委員に報告し、対応結果を公表することとする等、苦情相談体制が構築されています。職員は保護者との関係作りを取組んでおり、かつ相談・要望等に速やかな対応に努めていることから、苦情として第三者委員まで上がる案件がないため、近年は公表に至るものはありません。なお、苦情相談体制について、外部の相談窓口として、重要事項説明書に第三者委員の連絡先を明記しています。

【35】	Ⅲ-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
評価結果 A	

評価の理由

重要事項説明書に「保護者との連携」を記載すると共に、全体的な計画に「保護者に対する子育て支援」を掲げ、園・保育者は保護者とのコミュニケーション作り・信頼関係作りに特に意を用いて取組んでいます。保育者は、笑顔での保護者への声かを励行することにより相談しやすい雰囲気の醸成に日頃から努めています。重要事項説明書に、面接・文書・電話、意見箱等、複数の相談受付方法があることを記載し、「心配なこと、分からないことはいつでも園長又は担任にお尋ねください」と明記しています。保護者からの相談の際は、プライバシーが守られるように事務室等個別の部屋を用意し、相談しやすい環境の整備を図っています。

【36】	Ⅲ-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
評価結果 A	

評価の理由

毎日の送迎時や連絡帳を活用して、保護者とのコミュニケーションを図り、子どもの成育状況について情報共有を行うことにより、相談や意見を述べやすい関係作りに努めています。保護者からの相談は、クラス内で共有すると共に、昼ミーティング等で園長・主任や他のクラスリーダーに報告の上、対応方法を確認して、できるだけ速やかに保護者に回答する手順を定めています。即時対応が難しい相談等については、その旨を保護者に伝えた上で、職員会議で検討する等して、施設をあげて対応に努めています。保護者から寄せられた意見や、その対応策等は、園内掲示や園だよりで保護者にフィードバックすることとしています。なお、今回の利用者（保護者）アンケートでは、「相談事への対応について」の満足度は、概ね満足を含めて満足が、92%と高い数値を示していました。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	Ⅲ-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
評価結果 A	

評価の理由

リスクマネジメントの責任者を園長とすると共に、「安全計画」を策定しています。安全計画には、「施設・設備・園外環境の安全点検」、安全管理マニュアル、事故防止マニュアル、防犯マニュアル等の「関係マニュアルの策定・共有・見直し」、「児童・保護者に対する安全指導」、「訓練・研修」、「再発防止」、「LINEによる一斉配信訓練」等が位置付けられ、園の玄関に掲出されています。ヒヤリハットや事故報告は、昼ミーティングで共有し、改善を図っています。他園等での子どもや保育関連の事故はその都度職員に周知されています。また、AED 使用方法・心肺蘇生法、誤飲時の対応等の実習を年度初めに行うと共に、プール前の水難事故を想定した訓練を行っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の対応についても「睡眠時呼吸確認手順」に沿って適切に行われています。

【38】	Ⅲ-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

国の感染症ガイドラインに沿って、感染症マニュアルを策定し、園長を感染症管理責任者としています。清掃マニュアルによる毎日の清掃や、感染症の性質に応じた適切な清掃・消毒を行うことにより、感染症の発生防止やまん延防止に努めています。また、地域の感染症の流行状況を把握し、感染症の予防や発生時の対応を職員会議で検討し対応に努めています。感染情報は、速やかに職員が情報を共有すると共に、玄関の掲示やアプリにより保護者に即時に伝達しています。戸塚区で行う感染症に関する研修に参加し、嘔吐・消毒マニュアルによる園内研修を行い、嘔吐処理キットを各部屋に備えています。なお、新型コロナウイルスに係る事業継続計画（BCP）は策定中（第三者評価に合わせて横浜市からひな形を入手し、当園の計画案を策定済です。今後は法人の承認と、職員の周知を行う予定）です。

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている
評価結果 B	

評価の理由

園の「安全計画」に訓練・研修を位置付けています。訓練は、毎月テーマを決めて消火、避難訓練、通報訓練等を行っています。9月には、保護者の協力を得て引き渡し訓練を行っています。また、同計画に基づく職員への研修・講習では、誤飲の対応や、AEDの使用、火災時の逃げ方等、四半期ごとにテーマを決めて実施しており、4月の救急・救命訓練と2月の煙体験は消防署の協力を得て行っています。地震等の災害発生時を想定した「災害対策マニュアル」を備えると共に、非常時の備蓄品については、園児・職員の3日分を確保し備蓄倉庫で管理しています。なお、自然災害に係わる事業継続計画（BCP）は策定中（【38】と同様）です。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
評価結果 A	

評価の理由

保育については、法人・園の保育の姿勢を明示した保育理念・保育方針・保育目標、並びに保育所保育指針に沿って策定された、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画に、それぞれの保育のねらいと実施内容が明示され、保育が行われています。また、職員は支援内容が保育理念等に沿って行われているか、日々、職員相互で確認しながら保育の提供に努めています。また、保育の安全管理、児童虐待防止等、保育の各場面を想定した多岐に亘るマニュアルが用意され、職員の取組をサポートしています。なお、保育の実施方法については、各種計画やマニュアルに沿って行われますが、個々の子どもの状況や保護者の意向、家庭環境に応じて柔軟かつ適切な対応がなされており、保育の実践が画一的なものになってはいません。

【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

評価の理由

保育に係わる各種指導計画は、期間終了の都度、乳・幼児会議や保育会議で反省、見直しが行われ、改善策が次の計画に反映されています。見直された指導計画は、パソコンのネットワークシステムを通じて全職員に周知されています。異年齢交流時等に他クラスの職員がクラスに入り多面的に子どもを見ることによって、保育の実践方法が画一的なものになることがないよう取り組んでいます。保護者アンケート結果や保護者からの個別の提案・要望についても保育への反映を図っています。また、保育に係わるマニュアルについては、実施上不都合な点の確認や見直しが定期的に行われ、改定時期がマニュアルに明記されています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
評価結果 A	

評価の理由

入園前に保護者から子どもの成育歴や生活状況を書面で提出してもらい、それに基づいて保護者との面談を行い、保育内容を定めると共に、一定期間、子どもの状況を見ながら保育内容の適否を職員間で協議し、PDCA サイクルによる評価・見直しを経て、次の保育内容の策定につなげています。主任保育士が指導計画の作成責任者として、各クラスの指導計画の策定に適宜アドバイスを行っています。配慮の必要な子どもは、地域療育センター等外部の専門機関のアドバイスを得て、個別支援計画を策定しています。毎月の保育会議で、ケース会議を開催して、課題を共有し、全職員で協力して同じ方法によって保育を行うことを大切にしています。

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A	

評価の理由

指導計画の策定責任者である主任保育士のアドバイスを得ながら、各指導計画をクラスの職員で評価し、見直しを行った上で園長の承認を受け、実践されています。評価の課程では、日々の保育を振り返り、今後の課題を記録して見直しに生かすことにより保育の質の向上につなげています。全体的な計画は、前年の実施状況や課題、保育会議等での職員の意見や、保護者アンケート等の保護者ニーズを踏まえて、園長・主任管理者が見直し、職員会議に諮られた後に成案となります。全ての計画の策定過程に関係職員の参加が図られています。配慮の必要な子どもについては、地域療育センター同行時等の機会を捉えて保護者へのアドバイスや保護者ニーズを聴取して個別支援計画の見直しに反映しています。また、園では、指導計画に縛られることなく、子どもの状況に合わせた保育内容変更も大事であると考え、職員間で合意形成を図りつつ職員配置を工夫する等により柔軟な対応を行っています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 B	

評価の理由

子どもの成長の過程を把握できるように、横浜市の指導や保育所保育指針の趣旨に沿った統一様式を定め、子どもの園での様子を記録しています。子どもの記録は個別のホルダーに整理され、職員が内容を共有しています。記録の書き方については、基礎的な知識は有しています。入職時や保育会議等で園長から、養護は保育者を主語に、教育は子どもを主語にする等、記録の書き方をアドバイスしています。さらに、主任保育士が内容を再度確認し、園長からも必要に応じて指導を行っています。また、横浜市が行う、指導要録・保育要録研修に職員を参加させ、研修の成果の職員共有を図っています。

【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 A	

評価の理由

個人情報の取扱いについては、法人のプライバシーポリシーがホームページに掲げられ、「個人情報保護関係法令の遵守」、「個人情報の取得」、「個人情報の利用目的」、「個人情報の安全管理措置」、「個人情報の第三者への提供」、「問い合わせ窓口」等の基本方針が明確になっています。また、個人情報の具体的な取り扱いについては、「個人情報管理規程」や「個人情報流出時対応マニュアル」を定めて、厳正に管理を行っています。個人情報に係わる記録管理の責任者を園長とし、児童票等の記録類は事務室内の鍵付きの書棚に保管し、パソコンはID・パスワードで管理すると共にナンバーを付して帰宅時に事務室に返却をさせる等、個人情報の園外の持ち出しを禁止しています。記録類は、保存期間を定めて、保存期間終了後は溶解処理を行っています。個人情報保護については、就業規則及に守秘義務が明記され、誓約書を提出し、全職員が遵守しています。保護者に対しては、入園時に重要事項説明書により説明を行い、個人情報使用同意書を徴しています。園配信の情報や写真・動画の管理は、専用のID、パスワードを用いています。

A-1-(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
評価結果 A	

評価の理由

全体的な計画は、法人の保育理念・保育方針の下、園の保育目標を掲げ、保育所保育指針の保育のねらいと内容に沿って、1歳児から5歳児までの子どもの保育目標、養護と教育の保育のねらいを記載し、同指針第3章の健康及び安全に位置付けられた健康支援、食育等の各事項に対する取組計画を明らかにしています。1歳から5歳までの保育の目標・ねらいは、それぞれの成長発達を捉えて、年ごとに振り返りながら、年間を通して子どもたちの成長の見通しを立てて策定しています。さらに、保育所保育指針に位置付けられた保護者や地域への支援や職員の資質向上の他、留意事項の小学校との連携、地域との交流等の各計画を位置付けると共に、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を掲載しています。全体的な計画は、前年の実施状況や課題、保育会議等での意見や、保護者アンケート等の保護者ニーズを踏まえて、園長がまとめていますが、まとめに当たっては、保育者の想いを聞いて、保育者と一緒に作り上げる姿勢で行っています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
評価結果 B	

評価の理由

1歳児から5歳児までの各部屋は園庭に面して窓が大きくとられており、採光・通風に恵まれています。建物は平屋建てで、保育室は、1・2歳児の乳児室と、3歳児の幼児室、4・5歳児の幼児室の3部屋で構成されています。4・5歳児室は真ん中で仕切ることができ、他の2室と比べると2倍程度の広さを有しています。各クラスからは園庭に直接出ることができ、交流がしやすい造りになっています。また、4、5歳児室と同程度の広さを有する遊戯室があり、リズム遊びや4・5歳児の昼寝の場所等に活用されています。建物は老朽化が進んでいますが、危険な箇所はその都度修理する等をして安全な環境を調えています。保育室の広さは大きくありませんが、室内の家具の配置を変える等により、子どもが遊びをゆっくり楽しめるよう工夫をしています。健康管理マニュアル、清掃マニュアルを基に、室内の環境は常に適切な状態が保たれています。子どもたちの使う用具・玩具は、こまめに消毒をし、各部屋、手洗い場、トイレ等も衛生的で利用しやすい環境が整えられています。なお、園では、園舎の建て替え時には、保育室や面談室等、ゆとりの空間を確保したいと考えています。

【A3】	A-1- (2) -②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
評価結果 A		

評価の理由

園の保育の基本理念に「子ども一人ひとりの人格を尊重し、丁寧な保育を行う」を掲げると共に、保育方針の一つに「子どもの発達に応じた、人、物、場等の環境を構成し、工夫して保育を行う」と明記して、子どもたちの一人ひとりの個性を大切にしたい保育に取り組んでいます。子どもたちの「好き」を大切にし、「どう思う?」、「どうしたい?」と子どもに問いかけながら、子どもが自発的、意欲的に自己を十分発揮できる、主体的な活動を大切にしたい保育が行われています。保育者は、一人ひとりの発達過程や家庭環境を理解し、子どもの思いや願いを受け止め、子どもを主体とした保育に努めています。保育者とのヒアリングでは、「子どもが主体的に遊べるよう、子どもの気持ちを読みながら一歩引いて見守る姿勢で支援している」との話を、利用者（保護者）アンケートからは、「子ども一人ひとりの個性を大切にのびのび保育していただいている」等の意見を、それぞれ伺うことができました。

【A4】	A-1- (2) -③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A		

評価の理由

子どもと保育者との信頼関係の醸成を図り、信頼関係を基盤として、応答的な触れ合いや、ゆっくりと分かりやすい声かけをすることによって、子どもが安心して次の行動に移ることができるよう子どもへの働きかけを行っています。働きかけに当たっては子どもの成育の個人差を考慮しながら、無理強いせず、保育者のさりげない援助の中で快適感、達成感を得て、基本的な生活習慣が自然に身に付いていくよう支援をしています。子どもの発達過程に応じて、適度な運動と休息をとることができるよう、日々の生活では、園庭や自然に恵まれた環境を生かして午前中にしっかり体を動かす→食事→睡眠のパターンを確立しています。また、排泄、衣類の脱着等、身の回りを清潔にすることにより、気持ち良い感覚や達成感を実感する経験を繰り返すことで、自発的・意欲的な行動を促しています。生活習慣の環境作りには家庭との協調が不可欠なため、子どもの発達について情報共有しながら家庭と連携した保育を行っています。利用者（保護者）アンケートの「基本的な生活習慣の取組について」の満足度は概ね満足を含めて満足が100%と高い評価を得ています。

【A5】	A-1- (2) -④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 A		

評価の理由

園では、保育目標のテーマに「自然と一緒に大きくなろう」を掲げ、「よく遊び、夢に向かって生きるこども」、「豊かな感性を持ち、人や自然、物を大切にすることも」、「自分で考え行動できるこども」の育成を目指して、子どもたちの主体性を大切に、自己肯定感を育む保育に取り組んでいます。近隣には舞岡公園をはじめ、舞岡ふるさと村等、谷戸や日本の原風景が残り、恵まれた自然環境があり、また、広い土の園庭を有し、園庭の横には菜園を持っています。園では「自然と触れ合う保育」を特徴とし、日々の保育に取り組んでいます。また、菜園を活用した「食育」や「絵本の楽しさを活かした保育」に、「自然と触れ合う保育」と同様に力を入れて取り組んでいます。ゆったりとした環境の中で、子どもたちは、主体性や自己肯定感を育んでいます。さらに、自然の中で精一杯体を動かすことにより、生活習慣も自ずと育っています。このような子どもの生活と遊びを豊かにする環境の恩恵を保育者、保護者が実感しています。利用者（保護者）アンケートでは「自分たちで遊びを考え遊んでいる点、自然の中でいろいろな発見を遊びにしている点」、「五感を使って体験することは子どもの発達段階において大切」、「のびのびと過ごせる環境と指導が有難い」等、子どもの主体性を育む保育や、恵まれた保育環境を評価する意見が多数寄せられています。

【A6】	A-1- (2) -⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 非該当		

評価の理由

乳児保育（0歳児）は実施していため非該当です。

【A7】	A-1- (2) -⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

1・2歳児は、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の基礎を作る大切な時期と捉え、自我の芽生えを踏まえて、一人ひとりの主体性を尊重した保育を心がけています。1歳児は、保育担当制を取り入れ、保育者との愛着関係、信頼関係の醸成を図っています。保育者の安定した関わりの中で、子どもたちが好奇心や探求心を持って周囲の様々な環境に主体的に関わることで、自分でしてみようとする気持ちが育つよう働きかけを行っています。また、月ごとの個人記録を基に一人ひとりの発達に合わせた保育を行っています。2歳児は、子どもの自我の育ちを受け止め、他の子どもと遊ぶ中で、保育者の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身に付けられるよう配慮した保育が行われています。2歳児も月ごとの個人記録を基に、基本的な生活習慣の自立を援助しながら一人ひとりの発達に合わせた保育を行っています。1・2歳児は同じ保育室で生活していますが、基本的には年齢別保育を行っています。また、室内外での、聞く、見る、触れるといった探索活動が十分に行えるよう、安心、安全な保育環境を整えています。なお、1、2歳児は離乳食や排泄等家庭と連携した保育が必要な時期ですので、特に家庭との連携を大切にしています。送迎時や連絡帳での情報交換等を通して、子どもの発達過程や生活リズムに応じた養育を保護者と連携しながら行っています。保育者とのヒアリングでは、「子どもが好きな遊びを自分で見つけて、自由に選んで遊べる環境を調えている」、「ルールのある遊びは、保育者が仲立ちして、ルールを守る大切さを伝えている」等の話を伺うことができました。

【A8】	A-1- (2) -⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

3・4・5歳は同じ保育室で、年齢別の活動を行うと共に、保育内容や発達に応じて異年齢活動を取り入れています。また、遊びを通して「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を意識した保育内容を工夫し、心身共に成長できるよう、適切な援助に努めています。異年齢保育では、子どもたちの小さい社会において、秩序やルールを守ることの大切さを自然に身に付けると共に、年少児に対する年長児の思いやりや心の育ちが促され、また、年少児が年長児にあこがれ、見習い、成長していく姿が見られます。園では、主体性のある生活や遊びの中から、保育者や友だちとの関わりを深め、友だちの気持ちにも気づき、協働的な活動を楽しむ等、子ども一人ひとりが個性を発揮し、自己実現が図られる保育に努めています。また、5歳児の後半にはアプローチプログラムを導入して小学校入学に向けた準備や学習を行い、就学先の小学校との相互交流や、保育所児童保育要録の送付等により、保育園と小学校の円滑な接続を図っています。保育者ヒアリングでは、「4歳くらいから先々を見ての行動が増えてきており、成長が目覚ましい」との話を伺いました。

【A9】	A-1- (2) -⑧	障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 B		

評価の理由

障害等支援に配慮が必要な子どもについては、発達・障害の理解に努め、個別支援計画を作成し、保護者や関係機関と連携しながら、保育を行っています。一方、建物の構造上、医療的ケアを行うための設備や機器（多機能トイレ等）等を備えていないため、身体に障害のある子どもの受入れ体制は十分ではありません。保護者の状況や意向を理解、受容しながら、子どもの気持ちに寄り添い、日々の保育の中で、共に成長できるよう、多様性について、子どもたちに伝えており、5歳児は手話を習っています。地域療育センターの巡回相談が年2回あり、アドバイスを得ています。また、必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関と相談しながら、個別支援計画に反映して適切な支援に努めています。職員は、障害のある子どもの保育について、横浜市の研修やキャリアアップ研修等の外部研修を積極的に受講し、保育に生かしています。

【A10】	A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A		

評価の理由

子どもにとって「第二の家庭」となるよう保育環境に配慮すると共に、「安定した生活リズム」を大切にした保育を行っています。食事や午睡場所は、家庭同様、自分の場所が決まっていることでより安心感を与え、見通しを持った行動を促すことができるよう、家庭的で温かい雰囲気作りを常に心がけています。毎日の生活が規則正しく繰り返される日課を通して、一日の活動に見通しを持たせることにより、子どもの生活リズムの安定を図っています。子どもたちの朝の集まりの時間に、カード等視覚を通して一日の日課が理解できるようにしています。室内では、自分で遊べる環境や体調に応じて休める環境を用意しています。ほぼ午後6時までに子どもたちの迎えがあるため、長時間にわたる保育は現在ほとんどありませんが、明るい内は夕方5時頃まで園庭で遊ばせています。午後5時から午後6時にかけては、室内で子どもたちが自由に遊び、休める環境を用意すると共に、絵本を活用した保育を行っています。お迎え時には、連絡帳や引継ぎ簿を用いてクラス外の子どもの状況も共有し、子どもの一日の様子を丁寧に保護者に伝えています。

【A11】	A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
評価結果 B		

評価の理由

5歳児は、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を反映させたアプローチカリキュラムに基づき、小学校の生活について見通しが持てるよう保育を行っています。小学校訪問や地域の5歳児交流等を通して、小学生や他園の子どもたちと交流を行う機会が設けられています。また、保育者は、幼保小教育交流事業や担当者会に参加して、小学校教諭等との連携を図っています。5歳児の保護者には、1月に懇談会を設けて、小学校入学を見据えた保護者の準備や子どもの進学の意識付けを行っています。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている
評価結果 A		

評価の理由

健康管理マニュアルを策定し、年間保健計画に沿って、子ども一人ひとりの健康管理を行っています。また、重要事項説明書に「健康・衛生・安全」の項目を設けて、連絡事項を詳細に記載することで、家庭と連携した子どもの健康管理を目指しています。子どもの体調変化やケガ等については、電話やアプリで保護者に個別に連絡を取り、通院等適切な対応を図ると共に、その後の経過を把握しています。また、アプリや掲示板を活用して、横浜市等からの子どもの健康に関する情報や、感染症の発生状況等を保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては、睡眠時呼吸確認手順に沿って睡眠チェック（1・2歳児10分毎）を行うと共に、心肺蘇生法やAED使用法等の職員訓練を行っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の情報に関しては、11月の啓発月間の厚生労働省のポスターを掲示する等、情報提供を行っています。

【A13】	A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
評価結果 B		

評価の理由

身長・体重測定を毎月行い、健康診断、歯科健診は年2回、視聴覚健診（3歳児）は年1回、尿検査（3・4・5歳児）は年1回、それぞれ嘱託医が来園して実施しています。健康診断の結果は、子どもたちの育成記録に記載し、保護者にも伝えています。身長・体重測定結果は、栄養士が発達曲線に表して、年間保健計画や、カロリー調整等日々の保育に反映しています。また、気になる測定結果や健康診断結果のある子どもについては、保護者面談で健康管理方法の相談や受診の促し等を行っています。

【A14】	A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
評価結果 B		

評価の理由

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー対応マニュアル」、「除去対応食配膳・提供時の手順」を基に、食物アレルギー症状の把握、食事提供の仕方、席の配置・動線等に配慮し、子どものアレルギーの状況に応じた適切で安全な対応に努めています。入園説明会時に食物アレルギー対応について説明し、保護者と対応を相談しています。食物アレルギー児については食事の席を固定して、除去食メニューや、識別できる食器、名札を調理室内、栄養士と保育士、保育士と保育士で三重にチェックした後、提供しています。また、手作りおやつでも該当する食物の使用を控え、全員が同じものを食べられるように工夫しています。アレルギーに関する研修や講習会に職員を参加させています。なお、現在、身体的な慢性疾患のある子は在園していません。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている
評価結果 A		

評価の理由

食育については、園の保育の特徴の一つに「自然や環境を学ぶ食育」を掲げて、保育の全体的な計画に位置付け、年間食育計画を策定・実施しています。園内に菜園を設けて、一年を通して栽培活動を保育に取り入れています。草花や、野菜の成長を身近に感じ、自然の営みを実感することで、子どもたちの、命など食物への慈しみの意識や環境への興味、関心を醸成しています。野菜は季節ごとに収穫して、食育に反映しています。食育計画は栄養士が作成しますが、保育士からの収穫情報を得て、毎月の具体的な内容を定めています。従って、食育計画は、季節の野菜を使った調理がメインとなっています。また、食事の場所は、各室とも遊びの場所と区分され、清潔で落ち着いた環境を用意して、応答的な関わりの中で、保育者が声かけしながら子どもたちが食事を楽しめるよう支援しています。調理は、一人ひとりの成長段階に合わせて、栄養士と保育士が話し合いながら食材の切り方等にも工夫して、食材への抵抗感を減らすよう努力しています。また、年齢ごとに適した食器を用いて、食事量を調整する等、適切な援助に努めています。園では、横浜市から引き継いだ食器を順次更新すると共に、乳児が使用しやすいユニバーサルデザインの食器の導入を検討しています。保護者には、月末に次月の献立表を配付すると共に、日々の給食を玄関に掲示して周知しています。また、「わんぱくだより（給食・食育）」を発行して、食に関する情報提供や保護者支援を図っています。

【A16】	A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
評価結果 A		

評価の理由

自園で調理を行っており、栄養士や調理員が手作りの食事を子どもたちに提供しています。おやつも手作りのものを提供しています。給食は、基本的にメニューは共通ですが、1～2歳児食、3～5歳児食、食物アレルギー食に区分して、年齢に応じた調理方法を講じています。献立は、横浜市内の系列3園の栄養士が交代で作成しています。七草がゆ等の行事食や石狩鍋等の郷土食、カレーや酢豚風炒め等の世界の料理や、子どもたちの好きなラーメン等の献立が2週間サイクルで企画され、提供されています。また行事食では子どものリクエスト献立も提供されています。季節の旬の食材を意識的に取り入れ、冷たいものは冷たく、温かいものは温かく保温されて提供されています。日々の喫食状況や残食チェックは保育士や栄養士により行われています。月1回、横浜地区3園給食会議、法人全園がZoomでつながる給食会議が開催され、園長や栄養士、保育士が参加し、味付けや献立、残食状況等を話し合い、献立の改善・工夫につながっています。栄養士との面談では、「子どもたちに香りを楽しんでもらうため、出汁は煮干しやかつおだしを使用していること。食育では食材に触れてもらうこと。子どもたちが自然に親しんで体を動かしていることもあり、残食が少ない」等の話を伺うことができました。衛生管理は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基に衛生管理チェックリストを作成し、食中毒等の事故のないよう万全の対応が図られています。利用者（保護者）アンケートの「給食の献立内容」の満足度は概ね満足を含めた満足が97%と好評を得ています。

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園では、園を「第二の家庭」と位置付けて、特に、保護者と連携した協働保育を重視しています。保育の全体的な計画に「保護者に対する子育て支援」を位置付け、重要事項説明書に「保護者との連携」の項目を立て、保護者とのコミュニケーションや子どもの成長、発達を共に喜び合うこと等を記載しています。全体的な計画の中にも保育に向けての保護者との協働姿勢を大切にしています。登降園時での保護者との情報交換の内容は、伝達簿等を利用して、職員間で共有しどの職員でも対応できるようにしています。また、園だよりや、給食だより等をアプリにて毎月保護者に届け、子育てに対する家庭との連携を図っています。育児に関する保護者からの相談にも随時、丁寧に対応しています。

A-2- (2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
評価結果 A	

評価の理由

送迎時の保護者との会話を、保育を行う上での重要な情報入手ツールと捉え、保護者とのコミュニケーション作りに意識的に取り組んでいます。気軽に相談ができるよう、職員は明るく笑顔で保護者に接するよう努めています。クラス懇談会（年4回）を設定し、保護者と個別面談（6月～9月）を実施しています。また、随時相談を受け付ける旨を重要事項説明書や年度初めの保護者懇談会で伝え、随時、保護者参観や保育参加に対応する等、保護者の都合を考慮した相談体制を整えています。保育者は日常の子どもの姿を送迎時に保護者に伝えると共に、保護者懇談会の後に子どもたちの発表会等を設定して、子どもの成長を共に喜んでいます。利用者（保護者）アンケートでも、「園でのケガについても大変詳細に説明して下さり安心して預けることができます」、「保育園の環境を良くするためにすぐ動いてくれる」等の意見が多く寄せられており、「園の総合評価」に関する満足度が、概ね十分を含めて、98%と高い値が示されています。

【A19】	A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている
評価結果 B		

評価の理由

園では「虐待の防止マニュアル」、「虐待対応マニュアル」を備え、定期的に虐待の内容や対応手順を職員間で確認しています。子どもの着替えの際に全身の視診を行うと共に、発育状況や家庭の生活状況、連絡帳の記載内容、出席確認が取れない場合等変わった状況がないか注意しています。現在虐待が疑われる子どもは在園していませんが、虐待や不適切な養育について、子どもや家庭に徴候が見られた時は、速やかに職員間で共有し、園長に報告し虐待事例報告書に記録すると共に、区の保健士や児童相談所等、必要な機関と連携できる体制を整えています。保育者のインタビューでも子どもの虐待に関する意識は高く、発見時の対応手順等の理解が図られていました。

内容評価 A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている
評価結果 A		

評価の理由

保育の全体的な計画に、「職員の資質向上」を掲げ、「職員一人一人が実践や研修等を通して専門性を高め、学び得た事を共有し、質の向上に努める」と明記し、園の中・長期目標の中に、「職員の人材育成」、「保育の質の向上」を位置付け、職員研修、OJT、マニュアルによる業務支援の三本柱で、戦略的な人材育成・保育の質の向上に取り組んでいます。職員は、日々の保育の振り返りを常に行い、保育の質の維持・向上に努めています。保育に関する各指導計画は毎月クラス内で反省・振り返りがなされ、見直しが行われています。また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して、毎年、保育の振り返りを行っています。さらに、【15】記載した通り、「目標共有シート」を用いた園長と職員との面接による、保育の質の向上に向けた仕組みがあります。「目標共有シート」には、年2回実施される「子どもの幸せのためのチェックリスト」が添付され、職員で保育の取組の自己評価を行っています。

利用者(保護者)アンケート調査結果

施設名：舞岡保育園

定員	63 名
アンケート送付数（対象家庭数）	49 人
回収率	73%（36 人）

【利用者調査項目】

※上段人数、下段％で示しています

問 1	この保育園のサービス内容について	知っている	まあ知っている	あまり知らない	知らない	無回答
問 1-1	保育方針・保育目標を知っていますか	26 人	10 人	0 人	0 人	0 人
		72%	28%	0%	0%	0%
問 1-2	保育の内容について知っていますか	17 人	17 人	1 人	1 人	0 人
		47%	47%	3%	3%	0%
問 1-3	年間指導計画、行事計画について知っていますか	14 人	17 人	3 人	2 人	0 人
		39%	47%	8%	6%	0%
問 1-4	費用や園の決まり事について知っていますか	15 人	11 人	9 人	1 人	0 人
		42%	31%	25%	3%	0%

問 2	日常の保育について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 2-1	遊具や教材について	18 人	16 人	1 人	1 人	0 人
		50%	44%	3%	3%	0%
問 2-2	戸外遊びについて	28 人	6 人	1 人	1 人	0 人
		78%	17%	3%	3%	0%
問 2-3	季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられますか	31 人	5 人	0 人	0 人	0 人
		86%	14%	0%	0%	0%
問 2-4	健康作りへの取り組みについて	24 人	12 人	0 人	0 人	0 人
		67%	33%	0%	0%	0%
問 2-5	給食の献立内容について	26 人	9 人	1 人	0 人	0 人
		72%	25%	3%	0%	0%
問 2-6	お子さんは給食を楽しんでいますか	24 人	10 人	2 人	0 人	0 人
		67%	28%	6%	0%	0%
問 2-7	基本的生活習慣の取り組みについて	21 人	15 人	0 人	0 人	0 人
		58%	42%	0%	0%	0%
問 2-8	保育中のケガ等に関する説明や対処について	20 人	13 人	2 人	1 人	0 人
		56%	36%	6%	3%	0%

問 3	保護者と園との連携・交流について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 3-1	送迎時の職員との会話や連絡帳、掲示物により 1 日のお子さんの様子がわかりますか	13 人	20 人	3 人	0 人	0 人
		36%	56%	8%	0%	0%
問 3-2	園の様子や行事に関する情報提供について	18 人	16 人	1 人	1 人	0 人
		50%	44%	3%	3%	0%
問 3-3	懇談会や個別面談等での意見交換について	19 人	13 人	3 人	0 人	0 人
		53%	36%	8%	0%	0%
問 3-4	相談ごとへの対応について	20 人	13 人	2 人	0 人	1 人
		56%	36%	6%	0%	3%

問 4	保育園の環境等について	十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問 4-1	保育室、園庭について（清潔さ、掃除等）	27 人	8 人	1 人	0 人	0 人
		75%	22%	3%	0%	0%
問 4-2	外部からの防犯対策について	13 人	20 人	3 人	0 人	0 人
		36%	56%	8%	0%	0%
問 4-3	感染症の発生状況や注意事項の情報提供について	22 人	12 人	2 人	0 人	0 人
		61%	33%	6%	0%	0%
問 4-4	緊急時の連絡体制、周知、防災訓練等について	19 人	17 人	0 人	0 人	0 人
		53%	47%	0%	0%	0%

問 5	職員の対応について	満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
問 5-1	職員はお子さんを大切にしてくれていますか	30 人	6 人	0 人	0 人	0 人
		83%	17%	0%	0%	0%
問 5-2	保護者に対する職員の対応や態度について	26 人	10 人	0 人	0 人	0 人
		72%	28%	0%	0%	0%
問 5-3	保育サービス提供方法の統一性について（どの職員も同じように保育をしているか等）	21 人	13 人	2 人	0 人	0 人
		58%	36%	6%	0%	0%
問 5-4	お子さんは保育園で楽しく過ごしていますか	28 人	8 人	0 人	0 人	0 人
		78%	22%	0%	0%	0%

問 6	この園の総合満足度について	満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
この保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか		24 人	11 人	0 人	0 人	1 人
		67%	31%	0%	0%	3%

事業者コメント

施設名 舞岡保育園

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

第三者評価を受審することで、全職員で自園の保育、自分自身の保育を細部に渡り、振り返る良い機会となりました。

時代の流れと共に、必要とされる配慮事項も変化をしてきています。
保育に関わる者が、常に知識と意識を更新していくことが必須であると再認識をいたしました。

丁寧に聞き取りを行っていただく中で、自分たちの思いもより明確化された気がいたします。
ありがとうございました。

《評価後取組んだこととして》

1. 子どものプライバシー保護をより強化しました
2. マニュアルの再度見直しを行いました
3. 成長の記録の更新日を早めました